

さぬき市から転出される方へ

転入届は、新しい住所に移った日から14日以内に、新住所地で手続きをしてください。

【新住所地での転入手続に必要なもの】

- 転出証明書(カードによる転出届をした場合は不要)
- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

	転出されるときの手続き	新しい住所地での手続き
コンビニ交付	コンビニ等に設置されているマルチコピー機では、転出届をした時点から「印鑑登録証明書」、「住民票」等は、お取りいただけません。	コンビニ交付は、取り扱いを行っていない自治体もあります。
通知カード	国外転出の場合、通知カードをご持参のうえ、手続きをしてください。手続き後、マイナンバー確認用として返却します。	令和2年5月25日をもって廃止されたため、住所等の記載事項変更はできません。
マイナンバーカード (個人番号カード) または 住民基本台帳カード (住基カード)	<p>【市外へ転出の場合】</p> <p>●カードをお持ちの方、またその世帯を含む世帯の方が、カードを利用して市外へ転出する際は、新住所地の市区町村での転入届出の際にカードを提示し、暗証番号を入力していただくことで、「転出証明書」の発行をせず、転入届をすることができます。</p> <p>●カードによる転出届をしない場合は、必ず転出証明書とカードを持参して新しい住所地で転入手続をしてください。</p>	<p>●新住所地の市区町村窓口へ、引っ越してから14日以内(転出予定日から30日以内)にカードをお持ちになり、転入届をしてください。その際、カードの継続利用手続き(住所変更)も併せて行います。その際、暗証番号の入力が必要です。</p> <p>●14日以内に転入届を、90日以内に継続利用手続きを行わない場合、カードは失効します。(改めてマイナンバーカードを交付する際には、手数料が発生します。)</p> <p>※本人または本人以外の方が、代理で転入届をする場合、転入届当日にカードの継続利用の処理ができない場合があります。</p>
	<p>【国外へ転出の場合】</p> <p>国外へ転出する場合、マイナンバーカードは失効します。マイナンバーカードをご持参のうえ、手続きをしてください。手続き後、マイナンバー確認用として返却します。返却後のカードは大切に保管してください。(返納手続きを行わない場合、国内へ再転入後に改めてマイナンバーカードを交付する際に手数料が発生する場合があります。)</p>	
電子証明書	署名用電子証明書は、住所の変更により自動的に失効になります。利用者証明用電子証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。(90日以内に継続利用の手続きが必要です。)	署名用電子証明書は必要に応じて手続きをしてください。住基カードには、新たに電子証明書を搭載できません。

【転出を取りやめた場合】

すみやかに、市民課または総合支所にて転出取消しの届出をしてください。(転出証明書をお持ちの方はご返却ください。)

【転出予定の住所と転入先住所が異なる場合】

そのまま新住所地に提出し、変更事項を申し出のうえ転入の手続をしてください。